

オリンピックエンブレム騒動を契機に デザインの知的財産権について考える

山 本 順 一

1. はじめに

縁あってこの桃山学院大学経営学部で禄をはむことになったわたしにとって、この『(桃山学院大学) 経済経営論集』57巻4号に寄稿することは、ひとつの義務のような気がしている。というのは、エゴイスティックな生活を続け、私生活はなかば家庭崩壊の実態を呈しているわたしにとって、ごみ屋敷のように図書と資料等が散乱している勤務先の大学の研究室こそ覚醒している時間の大半を過ごす空間であり、週末も含め頻繁に廊下で顔をあわせ、気象や気候などとりとめのない挨拶をかわす先輩、同僚こそがある意味でもっとも近い人たちであるからである。この論集は経営学部の長老である今木秀和教授と全在紋教授の退任記念号と銘打たれ、本学に赴任してからの7年間、このお二人こそもっともよく研究棟の廊下で顔をあわせる間柄であり続けた。このお二人の先生とは、教授会で個々の事案については主張を異にしても、ともに穏やかな話しぶりは変わることはなかった。今木先生は副学長、全先生は経営学研究科長の要職を占められ、学内行政にも大いなる力量を発揮された。全先生の支援を得て、わたしにとって、この大学で最初の大学院生を引き受けることになった。お二人の先生方に感謝するとともに、今後のご健勝をお祈りする次第である。

キーワード：オリンピックエンブレム、知的財産権、佐野研二郎、変形的著作物、
印象模倣

さて、お二人の先生に贈る拙い論稿のタイトルは、いささかミーハー的な「オリンピックエンブレム騒動を契機にデザインの知的財産権について考える」とした。それでははじめることにする。

2. いったんは、2020年東京オリンピック・パラリンピックのエンブレムが決まる

2011年（平成23年）3月11日（金）に東北地方太平洋沖地震が発生し、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染に見舞われた日本は、2013年9月にブエノスアイレスで開かれた第125次IOC総会において決定され、2020年に56年ぶりに第32回夏季オリンピックを東京に迎え入れることになっている。一大国家事業であるオリンピック開催に関連して、マーケティング・ツールのひとつとして、これまでのオリンピック同様、2020年東京オリンピック固有のエンブレム¹⁾がつけられ、広くシンボルとして利用されることになった。

2.1 当初のオリンピックエンブレム選考・決定・使用中止の顛末

当初、2020年東京オリンピック・パラリンピックのエンブレムの選考については、東京アートディレクターズクラブ賞など国内外の7つの賞につき、複数回受賞している条件を満たす人たちをエンブレム応募が可能としていた。いわゆる業界のプロのデザイナーだけを候補者としていたのである。海外の4作品を含め、104点の作品が応募されたと伝えられる。この内外の104点の応募作品を対象として、2014年11月17日、18日の両日に8人の委員によって選考会が行われた。2日目に4作品に絞り込まれ、このときにトップと評価されたのが佐野研二郎氏の作品。絞り込まれた4作品を対象に1点ずつ8人の委員の吟味が行われ、1作品が脱落、1位から3位が決定さ

1) エンブレム【emblem】というのは、「標章。記章。紋章。特に、ブレザーの胸ポケットに縫いつける校章などのワッペン類や、自動車のボンネットにつけるメーカーのマークなどをいう。」とある。<http://dictionary.goo.ne.jp/jn/26869/meaning/m0u/emblem/>

れ、1位の佐野作品が2012年東京オリンピック公式エンブレムの座を射止めた²⁾。

その後の経緯をたどろう。2015年7月24日、佐野研二郎氏デザインの東京五輪エンブレムが公開されるが、すぐさまベルギーのリエージュ劇場のロゴ³⁾やスペインのデザイン事務所が作成したロゴ⁴⁾に酷似しているとの指摘が広まった。7月28日、佐野エンブレムが既存のロゴデザインに似ているとの批判に対して、大会組織委員会は改めて選考経過を説明し、他の商標との類似を避けるため、原案を修正した上で発表したもので、デザインの‘発想が全く違う’との認識を示し、類似性を否定している。また、このときオリンピックエンブレムには、「施設からグッズ、インターネット関連への展開力なども備えることを条件としており、審査委員代表を務めたグラフィックデザイナーの永井一正氏は「展開力や拡張力が求められるエンブレム。佐野氏のものはすべて満たしていた」と説明した」と報道されている⁵⁾。8月5日、佐野研二郎氏本人と大会組織委員会マーケティング局長が会見を行う。佐野氏は「アートデザイナーとして、物をパクリは一切ありません」と模倣を否定し、植英俊マーケティング局長は「エンブレムの発表前に国際商標調査を行ったのはIOCとともに、組織委員会でございます。そのため、まずは組織委から『国際商標調査を済ませているので問題ない』というコメントを発表させていただきました⁶⁾」と述べている。そして、「2020年東京五輪・パラリンピック組織委員会の森喜朗会長(78)は(8月)10日、ベルギーの劇場ロゴのデザイナーが同五輪の公式エンブレムを盗作と指摘した問題について「瑕疵のない手続きをきちっとしている。絶対と言っていいと思うが、自信を持ってこれからも使っていきたい」との考えを示し、東京都内で開かれた協賛社発表の記者会見で(そのように)語った。(森会長)自身

2) http://www.sponichi.co.jp/society/news/2015/09/02/kiji/K_20150902011051570.html

3) <http://www.asahi.com/articles/ASH7Y636HH7YUTQP034.html>

4) http://www.asahi.com/articles/ASH7Z64CVH7ZUHBI_023.html

5) <http://www.sankei.com/sports/news/150828/spo1508280037-n1.html>

6) <http://toyokeizai.net/articles/-/82280>

や武藤敏郎事務総長もデザインの手直しに関わったとし、盗用を否定したアートディレクターの佐野研二郎氏（43）の主張に「私たちも同意する」と話した⁷⁾とのニュースが続いた。

一方、8月5日に、佐野氏の他の作品、サントリーのトートバッグキャンペーンに盗作疑惑が発覚、同月18日には東山動植物園シンボルマークがコスタリカ国立博物館のものと酷似しているとの批判がなされた。群馬県の太田市美術館・図書館のロゴの盗用も問題とされた。8月28日、大会組織委員会は佐野氏の当初の原案と修正案、決定版のデザインを公開し、あらためて盗作を否定した⁸⁾。

しかし、模倣・盗作の疑惑を払拭することはできず、9月1日、組織委員会は佐野氏の手になるとされる東京五輪エンブレムの使用中止を決定し⁹⁾、佐野研二郎氏も同日付けで謝罪文¹⁰⁾をインターネット上に公表し、「模倣や盗作は断じてしていない」と述べながら、取り下げたことを明らかにした。しかし、この謝罪文に「自分のみならず、家族や無関係の親族の写真もネットにさらされるなどのプライバシー侵害もあり、異常な状況がいまも続いています」とあるのはこの国の社会の病理を端的にあらわしており、悲しい思いがする。

2.2 デザイナー佐野研二郎氏の簡単なプロフィール¹¹⁾

2020年東京オリンピックエンブレム事件の立役者、佐野研二郎氏は、1972年、東京都の生まれ。1996年に多摩美術大学美術学部グラフィックデ

7) <http://www.tokyo-sports.co.jp/sports/othersports/434207/>

8) <http://www.nikkansports.com/sports/news/1529683.html>

9) <http://www.asahi.com/extra/articles/SDI201509011227.html>

10) 佐野氏の謝罪文は、以下のブログに留められている。

<http://jin115.com/archives/52096240.html>

11) この項目については、主としてウィキペディアの項目「佐野研二郎」

<<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BD%90%E9%87%8E%E7%A0%94%E4%BA%8C%E9%83%8E>>、および多摩美術大学美術学部統合デザイン学科の教員紹介のホームページ<<http://www.tamabi.ac.jp/dept/itd/faculty/02/index.htm>>を参考にした。

デザイン学科を卒業し、博報堂に入社。2008年に独立し、デザイン会社MR DESIGNを設立。商品開発やシンボルマーク、キャラクターデザインをはじめ、国内外で数多くの広告デザイン、TVCM、店頭POPなど多種多様な作品を手がけ、超売れっ子デザイナーとしてその活躍が認められてきた。著書についても、『佐野研二郎のWORKSHOP』（誠文堂新光社、2006）、『思考のダイエット』（マガジンハウス、2013）、川村元気との共著の絵本『ティニーふうせんいぬのものがたり』（マガジンハウス、2013）などがある。2014年度に母校の多摩美術大学美術学部にあらたに開設された統合デザイン学科教授に就任。その20年足らずのあいだに築き上げてきた地位と名声を一挙に貶めたのが2015年に起きた2020年東京オリンピックエンブレム盗用疑惑問題であった。

3. オリンピックエンブレムという知的財産の特質と法的性格

3.1 オリンピックエンブレムというもの

英語版ウィキペディアの‘オリンピックエンブレム’（Olympic emblem）という項目¹²⁾をみると、「それぞれのオリンピックゲームには各々固有のオリンピックエンブレムが定められており、五輪とひとつあるいはそれ以上の特色のある要素とが統合されたデザインとなっている。それらはオリンピックゲーム組織委員会もしくは開催国のオリンピック国内委員会によって創作され、提案される。オリンピックゲームのためのオリンピックエンブレムを承認することは、国際オリンピック委員会の権限に属する。オリンピックエンブレムは、オリンピックのスポンサーたちによって、（オリンピックの）宣伝広告、営業促進のための諸資料に付すものとして、またオリンピックに参加するすべての競技者のユニフォームに付けられ利用される。すべての（オリンピック）エンブレムは、国際オリンピック委員会の保有する財産である」と記されている。

この説明から、オリンピックエンブレムはそれぞれの開催国で行われる固

12) https://en.wikipedia.org/wiki/Olympic_emblem

有の特徴的雰囲気具备したスポーツの祭典をシンボリックにあらわす標識（マーク）で、オリンピックという国際的事業の採算確保に資する工夫と位置づけられ、当該開催国の国内観光客、および世界各地から観光客を呼び集め、集客するための主要な道具のひとつであることがわかる。だとすれば、現実に今回の2020東京オリンピックのエンブレム騒動でも‘商標’登録が図られ、類似（登録）商標との異同がチェックされたように、本来的に‘商標’として機能するものである。佐野エンブレムがついえた後の再公募の募集要項「東京2020大会エンブレムデザイン募集のご案内（応募要項）」（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、2015年10月16日¹³⁾にも「組織委員会またはその指定する者等により商標・意匠の登録が行われることがある」（p.6）と書かれているところからもまずは公共的とはいえ、営業用の標識としての本質をもつ。また、応募要項には‘意匠’の登録も想定されており、‘意匠権’が成立する余地もあるとの認識がうかがえる。意匠法（昭和34年4月13日法律第125号）の2条1項に、「[意匠]とは、物品（物品の部分を含む。第8条〔組物〕を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」との定めがある。意匠（権）には一定の審美性が求められ、実務的にはそのハードルは低いとはいえない。後にふれるようにアイコン、シンボルの性質を持つ比較的シンプルなオリンピックエンブレムが‘意匠権’を獲得するのは相当に困難のように思われる。

3.2 オリンピックエンブレムの著作物性について

2015年8月5日掲載とされるネット雑誌には、「佐野研二郎氏、五輪エンブレム制作過程を解説「自身のキャリアの集大成であり、盗用疑惑は事実無根」との記事¹⁴⁾があげられている。そこには、「(IOC（国際オリンピック委員会）に対するエンブレムの使用差止めの訴訟を提起）しているベルギー

13) <https://tokyo2020.jp/jp/emblem-selection/>

14) <http://www.advertimes.com/20150805/article199908/>



図1 佐野研二郎制作とされる2020東京オリンピック・パラリンピックエンブレム

の(リエージュ)劇場のロゴについては「(作品を構成する)要素は同じだが、デザインに対する考え方がまったく異なる。自身のデザイナー、アートディレクターのキャリアの集大成としてすべての経験と知識を注ぎ込んだものであり、これ以上のものはないと考えている」と述べ、「(佐野作品)エンブレムはDidot, Bodoniという書体から着想を得たものであり、ベルギーのロゴとは使用書体が異なっている」と指摘したとのことである。また、「この(Didot, Bodoniという)タイポグラフィの力強さ、繊細さをキープした上で表現しなかった。その上で亀倉雄策¹⁵⁾先生が1964年に制作した東京五輪ロゴにある日の丸の円と組み合わせている」と語り、「五輪マークと『T』のロゴの配置へのこだわり、配色、赤い円の意図などが佐野氏固有のアイデアだったことを明らかにしたと伝えられる。また、佐野氏は「(似ているとされた2013年に開催された「ヤン・チヒョルト展」のポスターの一部との相違について、ヤン・チヒョルト展のポスターの)イニシャルである『J』と『T』に添えられた円形は『ドット』であり、自身のデザインにある、日

15) 亀倉雄策(1915-1997)は、日本のグラフィックデザイナー。1964年東京オリンピックのエンブレムを作成。公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)の初代会長。広く世界のデザイン界にも影響を与え続けた。その業績をたたえ、グラフィックデザインのさらなる発展をめざして遺族の寄付により亀倉雄策賞が設けられたが、奇しくも2015年の第17回亀倉雄策賞は佐野研二郎氏が受賞している。

の丸や鼓動，情熱を表す円形とはコンセプトが異なる。模倣ではなく，オリジナルである」¹⁶⁾と反駁されたこともあるとのことである。

引用した文章に筆者が下線を付した部分をみてほしい。‘デザインに対する考え方’ ‘書体から着想’ ‘コンセプトが異なる’ というフレーズは，表現（行為）ではなくまさしくアイデアをあらわしている。著作権法2条1項1号に‘著作物’とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定められており，佐野氏の作成した東京オリンピックエンブレムが‘著作物’に該当するというには，オリジナリティの備わった個性的，創作的表現物とみることができるもので，‘美術の範囲に属するもの’でなければならない。単純なアルファベットとアラビア数字，円と長方形，小さな正方形から4分の1円を除いた残存部分，そしてホワイトスペースと赤，黒，ゴールドから構成されるこのエンブレムの‘著作物性’を主張するのは，ゴッホやゴーギャン，ルノアールの絵画やマンガ，墨の濃淡やかすれをもつ書などと比較すれば，そう簡単なこととは思えない。

3.3 不正競争防止法とオリンピックエンブレム

佐野氏の東京オリンピックエンブレムは，ベルギーのリエージュ劇場のロゴやスペインのデザイン事務所が作成したロゴ，ヤン・チヒョルト展のポスターと酷似していると騒がれ，結局，取下げ，使用中止のやむなきに至っている。少なくない人たちがこれらのロゴやポスターを承知していたということは，これらが‘周知’‘広知’のものであったということを示している。そうだとすれば，佐野氏の主観はともかく，結果的に不正競争防止法2条1項2号に定められている，「自己（佐野氏）の商品等表示として他人の著名な商品等表示（ベルギーのリエージュ劇場のロゴ やスペインのデザイン事務所が作成したロゴ，ヤン・チヒョルトのポスター）と同一若しくは類似のものを使用」したことになり，佐野氏には‘著名表示冒用’という法的責

16) <http://www.advertimes.com/20150902/article202397/2/>

任が問われる。

4. ‘印象類似’ と創作性の主張

4.1 ‘印象類似’



図2 ‘鳥貴族’ と ‘鳥二郎’

2015年4月、大阪を本拠とする焼き鳥チェーン最大手の「鳥貴族」が京阪神で同様の営業活動を展開している「鳥二郎」に対して、ロゴマークやメニューが酷似しており、損害を被ったとしてロゴ表記の差止めと約6千万円の損害賠償を求めて大阪地裁に提訴している¹⁷⁾。原告鳥貴族側の主張の大きな部分は、被告鳥二郎のロゴの「鳥」の字体がニワトリを連想させる鳥貴族のデザインに酷似しているというものであった。2014年5月、鳥二郎側は商標登録を出願し、鳥貴族側は登録差止めを求め、鳥貴族側と大阪地裁で和解協議を進めていたが、同年8月に鳥二郎は商標登録を認められた。鳥貴族は差止めを取下げ、特許庁に異議申立てをしている。この事件は商標権ではなく不正競争防止法違反で訴えられたものであるが、2015年11月2日に和解内容は明らかにされずに和解で終わっている¹⁸⁾。この「鳥貴族」と「鳥二郎」の看板類似問題はインターネットでも話題となったようで、「鳥貴族だ

17) <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1504/22/news054.html>

18) 2015年11月5日付け朝日新聞。

と思って入ったら鳥二郎だった」と画像とともに投稿されたと報じられてもいる。

過去にも、珈琲チェーン‘スターバックス’がシンボルマークについて‘エクセルシオールカフェ’を、居酒屋チェーン‘月の宴’（モンテローザ）が‘月の雫’（三光マーケティングフーズ）を、‘こくまるカレー’（ハウス食品）がパッケージデザインにつき‘とろけるカレー’（エスビー食品）を訴えたりしている¹⁹⁾。これらの事例をながめているとデザインの構成要素は相当に違っていても、顧客が似ているという声を寄せるようなことがあれば、それなりに競合力があるか（そうなるか）もしれない相手に対して、全体の印象の類似感をもって争うことになるように思われる。微細なところはどうしてもよくて、‘印象類似’を押し立てて‘不正競争行為’だと唱えて標識使用の差止めと損害賠償に打って出る。

‘印象類似’をもって、佐野氏の東京オリンピックエンブレム問題を論じることは、本稿の目的とするところではない。

4.2 ‘印象類似’を乗り越える法論理？ ⇒ 変形的利用

佐野研二郎氏の2020年東京オリンピックエンブレム事件の顛末を振り返って、わたし個人として、奇異に思うことがある。それは、なにか新しいオリジナルの創作物を作ろうとするとき、そのアイデアはひとつの穴倉のような部屋にじいーっと閉じこもり、両眼を閉じて、沈思黙考すればひとりでの脳裏心中に浮かんでくるというものではないはずである。インターネットに飛びつき様々なキーワードで検索しネットサーフィンをしてみる、関係しそうな文献を読み漁る、多少ともその分野に知識とスキルをもつ友人と一緒に食事やアルコールをともにしながら話し合ってみる、煮えつまりそうな悩みそを抱えて街中にてかけ周りを見渡してみる、そのような一見無駄に見えるような行為を展開している過程で使えそうな素材に出くわす。それを利用した作品が第三者の眼に映ったときに、見事にもとの素材の存在を感得させ

19) 志村潔『広告の著作権』実用ハンドブック』太田出版、2008、pp. 82-84.

る場合には程度に応じて‘デッドコピー’‘酷似’‘類似’にあたり、多くの場合は‘翻案’ということになり、許諾を得てから公正な慣行に従って原作品を利用しての二次創作には‘違法性’は発生しない。

しかしながら、そもそも身の回りにあるもの、見かけたものをちょっと参考にし、あるいは探し当てたものを素材として、自分自身の個性的な発想でこれを大胆に創り変えたもの（表現物）まで、著作権に付随する禁止権、商標権に阻まれたり、不正競争防止法上の著名表示冒用行為にひっかかるとする論理を無反省に認めていいものだろうか。下の図3をみてほしい。



図3 変形的利用の一例

この図は大フィラデルフィア芸術・ビジネス協議会のなかに設けられた一部門である‘芸術のためのフィラデルフィアボランティア法律家団体’がまとめたパンフレットのひとつ、「変形的著作物と著作権：視覚芸術作品制作者のための入門編」²⁰⁾ (*Transformative Works and Copyright: A Visual Artist's Primer*) に掲載されているものである。

ここからの議論は、アメリカ連邦著作権法 107 条に結実した判例法理、フェアユースの法理 (Fair Use Doctrine) をとりあげざるを得ない。フェ

20) Philadelphia Volunteer Lawyers for the Arts, A program of the Arts & Business Council of Greater Philadelphia, *Transformative Works and Copyright: A Visual Artist's Primer*
<<http://www.artsandbusinessphila.org/pvla/documents/TransformativeWorks.pdf>>

アユースについては、本誌57巻3号に掲載した「著作権法の視角からみた‘布の絵本’についての試論的検討」でもふれたので簡潔に記述することにした。

アメリカの著作権法107条は、「批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない」²¹⁾と定める。そして、権利者の許諾なく自由に既存の著作物が利用できるとする、フェアユース(公正使用)の判断枠組みは、(1)利用の目的および性質、(2)著作物の性質、(3)利用された部分の量および実質性、(4)著作物の潜在的市場への影響、という4要素から構成される。フェアユースが成立するには、これらの4要素のすべてが満たされる必要はなく、4要素の総合検討の過程で社会経済的な合理性が認められればよいとされる。二次的創作(派生的著作物)の制作については、これら4要素のうち、第1の要素である‘利用の目的および性質’に関連して、近時のアメリカの裁判所は‘変形的利用’(transformative uses)の主張に好意的である。変形的利用は、ある歌のパロディのように、当該著作物が変更される(altered)か、変形され(transformative)なにか新しいものになるときに、発生しうる。変形的利用は、オリジナル著作物が意図した利用とは明らかに異なる、新しい方法もしくは文脈でそれが用いられるときに、発生する。たとえば、学術研究における著作物の利用は、著作物の利用を審美的な創作物から学術分析の対象へと変形する」²²⁾と指摘している。

変形的利用の勧めを記した、プロボノの団体、フィラデルフィアボランティア法律家団体が作成した、うえに紹介したパンフレットに戻る。その書

21) ここにあげたアメリカ連邦著作権法107条の邦訳は、公益社団法人著作権情報センターの著作権データベースの外国の著作権法のなかのアメリカ編によった。
<http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html#107>

22) Kenneth D.Crews, Copyright Law for Librarians and Educators: Creative Strategies & Practical Solutions, 3rd ed. ALA, 2012, p.60.

き出しには「グラフィックデザイナーという仕事は、新しく芸術的作品をつくるにあたって、しばしば外部からの要求に応えることがある。デザイン制作の依頼にくるクライアントは一定の考えをもってデザイナーのところにやってきて、デザイナーはたえずインスピレーションを発揮するために他人の諸作品をながめるものだ」と書かれている。そして、「著作権は著作物がどのように描かれているかを保護するものであって、描かれた素材・アイデア (subject matter) を保護するものではない」ことを確認し、「著作物の変形は、既存の著作物に対して、その表現を新しいメッセージまたは意味をもったものに変化させることによって、新しい目的ないし性質を付け加えるものである。変形的著作物とするためには、たんに既存のデザインを代用する以上の価値を付加しなければならない」と述べる。そのような文脈で図3がとりあげられ、「新しい変形的作品を制作するために、マリリン・モンローの写真をもとにして (右側の) 第二のイメージがどのようにしてつくられ、デザインと表現が変えられているか、注目してほしい。二つの作品が同一の素材・アイデアで共通しているという事実は、(知的財産権の) 侵害を証拠づけるものではない。(知的財産権の) 侵害は、彼または彼女の作品に認められた芸術家の排他的諸権利の法的に認められていない利用にほかならない。研究者たちが同一の研究資料にあたってそれぞれに独立した論文を書くのとまったく同じように、裁判所もまた芸術家たちが別物の創作的作品を産み出すために同一の情報源を自由に検討利用することができる」と判断してきた」という素晴らしく合理的な知的財産権理解をあきらかにしている。

4.3 2020年東京オリンピックエンブレム騒動から学ぶべきこと

アメリカ法は、新たな意図と目的のもとに、既存の知的創作物を素材として異なる次元の意味やメッセージをそこに加える場合には、既存著作物に附着する知的財産権の侵害にはあたらないとしている。印象模倣との認識が市民に広くもたれるような同一次元での、小手先の先行作品の代替物であれば、当然に既存作品が享受してきた市場を一定程度侵奪する結果が生まれ

(フェアユースの成立で重視される第4の要素)、そこに知的財産権侵害が成立するが、変形的利用にはそのような事情が支配することはない。

そのように考えてみると、オリンピックエンブレムという五輪のマークを用い、Tokyoというロゴを使わざるを得ないというデザイナーにとってはきわめて自由度の小さな環境にあったとはいえ、佐野エンブレムで問題にすべきであったことは軽佻浮薄な世間が騒いだところとは別のところにあったことが明らかになると思う。佐野エンブレムはベルギーやスペインの既存作品を使ったことが問題であったのではなく、それら既存の作品とは異なるデザイナーの新規創作性と新たな価値観を制作者が合理的、説得的に主張し得なかったところにこそお粗末さがあったといえるように、わたしは考える。日本にはChinese imitationを笑う人たちが少なくないが、創作性についての理解と認識が深まることなく、それに先行するJapanese imitationの文化と伝統はいまだ消えてはいないことがわたし自身にとっては痛切に感じられた事件であった。音楽も、美術でも、文学作品でもおびただしい作品が日夜生産され、その表現の態様と手法は飽和状態にあり、それらは意識的、無意識的に認識の対象となっている。どこか似ていない方がおかしいという言い過ぎか。

むすび

2015年11月24日、佐野エンブレム騒動でケチのついた2020年東京オリンピック・パラリンピックのエンブレムをあらためて選考しなおす応募受付がはじまった。佐野エンブレムを選んだ‘公募’では事前に‘プロのデザイナー’8人に参加要請をし、ブラックボックスの選考過程も大いに不明朗との多くの世間の指弾にさらされたことがあり、組織委員会は今回は18歳以上の日本人か国内在住の外国人は誰でも応募資格があるとし、代表者をおけば10人以内の子どもを含むグループも応募ができるとした。10月中旬に応募要項がネット上に公開され、要項のダウンロードは7万件を超えたとき、12月7日の締切には1万点を超える応募が見込まれている。

日本全国のさまざまな組織団体が応募の動きを見せていると伝えられる。埼玉県鶴ヶ島市では、同市の存在を世界に知らしめたいとの意図をもって、市民に対して原案をつのり、同市が委嘱した選考委員の投票により応募作品を決定し、市を単位に応募するとしている。東京都内の学校では授業を使って生徒たちに応募作品を制作させているとのことである。このとき、「ネットは見ない。人の作品は見ない。(他人に伝えることになり、結果的に模倣を産み出すので)自分の構想を口にしない」を条件としていると報じられている²³⁾が、このような方針を掲げることは知的創造物の制作教育としては、これまで述べてきたところから、おかしいと思う。インターネットの時代の利点を享受し、玉石混淆の情報に接したうえで、それらを素材として多角的に考え、仕上がった作品に参照した既存の作品の存在を感得させるところがあるとしても、全体として眺めたとき異次元の価値が付加され、総体として見事に異なり、高度なものに仕上がっているとの認識を持ちえるものとなり、合理的説明ができ、印象類似を超えているとの全体的構成の相異をもつものの創造へと向けさせるべきものと、わたしは考える。

補足

本稿脱稿後も、この佐野研二郎氏がデザインしたとされる2020年東京オリンピックエンブレム事件については、いろいろなニュースが報道されている。「旧エンブレム審査に不正」という見出しを付けた2015(平成27)年12月19日付けの朝日新聞の記事では、審査委員代表とマーケティング局長、審査委員を兼ねたクリエイティブ・ディレクターとが共謀し、東京オリンピック組織委員会ぐるみで不正な審査をしたとする外部有識者調査の報告書の内容を伝えている。

また、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」がインターネット上に開設しているホームページ<<https://tokyo2020.jp/jp/emblem-selection/>>には、受付期間を2015年11月24日(火)

23) 朝日新聞 2015年11月25日付け

正午～2015年12月7日（月）正午までとする仕切り直しの公募の結果、応募総数が14,599件にのぼったことを報じている。

（2015年12月19日記）

（やまもと・じゅんいち／経営学部教授／2015年12月7日受理）

Thinking about Intellectual Property Rights of Design around the Tokyo Olympic Emblem Affair

YAMAMOTO Jun-ichi

Abstract

The 2020 Summer Olympic Games will be held in Tokyo, Japan. In order to promote this international event, the Tokyo Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games once determined a new emblem designed by Kenjiro Sano. After Sano's emblem had officially adopted, there happened lots of claims at once that Sano stole others' design. Eventually, the Organising Committee withdrew Sano's design logo.

The author feels a little queer about this plagiarism problem that many, many Japanese people enjoyed in the real world and cyberspace. A person makes one thing by oneself. After its completion, another person usually says that it has some resemblance to something which he or she saw anywhere. There exist innumerable works all over the world. It is not a miracle that a newly made so-called original work resembles to ready-made ones at some points. The author feels, many people in Japan are used to make a fuss about emotional similarities, and thinks that a transformative work should be permissive. But, the author doesn't always consider the Sano's emblem design transformative.